4　第二項第二号のアドオンの額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。）　次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、それぞれ当該取引の想定元本の額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、当該掛目に残存交換回数を乗じた値）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注1）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、金利関連取引に係る掛目は〇・五パーセントを下回ることができない。

（注2）　取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

二　クレジット・デリバティブ　次の表の上欄に掲げる原債務者の種類の区分に応じ、それぞれ当該クレジット・デリバティブの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

原債務者の種類	掛目（パーセント）
優良債務者	五・〇
その他の債務者	十・〇

（注1）　銀行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、銀行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限りアドオンの額を算出するものとする。この場合において、銀行は、当該アドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

5　前項の規定にかかわらず、第九項の規定により第二項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合にあっては、銀行がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブのアドオンの額を零とすることができる。

6　第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たっては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約（ウォーク・アウェイ条項（デリバティブ取引等が一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当事者の相手方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）を含むものを除く。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用いることができる。

一　再構築コストの額　ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。次号において同じ。）

二　アドオンの額　次の算式により得られた額（以下この号において「ネットのアドオン」という。）

$$A_{Net}=0.4\times A_{Gross}+0.6\times\frac{RC_{Net}}{RC_{Gross}}\times A_{Gross}$$

A_{Net}は、ネットのアドオン

A_{Gross}は、グロスのアドオン（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額を合計した額）

RC_{Net}は、ネット再構築コストの額

RC_{Gross}は、グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額）

7　第三項ただし書の規定は、前項の場合における法的に有効な相対ネッティング契約の対象であるデリバティブ取引等について準用する。この場合において、第三項ただし書中「、当該額」とあるのは「、第六項第一号に規定するネット再構築コストの額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

8　第四項及び第五項の規定は、第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額について準用する。この場合において、第四項中「第二項第二号のアドオンの額」とあるのは、「第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額」と読み替えるものとする。